平成２２年（フ）第３２８６号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目30番地　ブロード博多南301号
債務者　中村　嘉孝
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目30番地　ブロード博多南301号
債務者　中村　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３００号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番２―808号
債務者　井上　祐一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２５号
福岡市城南区神松寺１丁目22番11号
債務者　日吉紀代子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３６号
福岡市城南区東油山３丁目３番504号
債務者　古舘　春美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４８号
福岡市早良区室住団地１番207号
債務者　尼崎　宗吉
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４９号
福岡市早良区室住団地１番207号
債務者　尼崎美智子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５０号
福岡県朝倉市下浦723番地
債務者　大場　清和
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５４号
福岡市中央区輝国２丁目２番20―301号
債務者　阿比留　寛
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６２号
福岡市博多区御供所町２番48―803号
債務者　平良奈美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６５号
福岡市東区和白東４丁目24番24号
債務者　牧野香代子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６６号
福岡市東区和白東４丁目24番24号
債務者　牧野　慎吾
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８４号
福岡市南区警弥郷３丁目13番３―101号
債務者　小林　順一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２８号
福岡市東区城浜団地46番507号
債務者　松嶋　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3524番地２アネックス早見406号
債務者　田中　憲一（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３０号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3524番地２アネックス早見406号
債務者　田中なぎさ
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６２号
福岡市早良区原２丁目13番25―406号
債務者　内田　朋憲
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７８号
福岡市南区柳瀬２丁目２番12号
債務者　宮本　浩二
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部